

日時・場所	平成31年1月7日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、小山総務部長、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、遠藤環境経済部長、吉川教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長 北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 新年明けましておめでとうございます。新年が明けると、年度の最終四半期として仕事の整理をしていくこととなる。一層、スケジュール感を持ち、仕事に取り組んでもらいたい。また、予算も一定のところまでは編成できている。新年度の準備期間としてもスケジュール感を持ちながら、展望を開いてもらうようお願いする。新年度からは、税制改正やそれに伴う制度改正が必要となるが、ほとんど情報が入っていない。プレミアム商品券の市町の窓口について県から報告依頼あったため、福祉部門で報告したと聞いたが、制度の趣旨や市町の関わりについて情報のない中で窓口の問い合わせだけが来ている状況である。情報がないので見極めながら、事務的にも当事者にも負担のないよう、いい意味で独自設計で関係課で連携しながら取り組んでもらいたい。
- ・ 市民病院整備事業に関する訴状が年末に届いた。年末だったのでまだきっちり見られていないし、また弁護士からも経過を聞いていないが、前向きな事業の意思決定が、議会や市民とのやり取りだけで完結しないで、いわゆる「場外」でも行われることになる。市の中だけで管理やコントロールがきかない中、リスクがあるという前提で事業を進めているということを共通理解しておいてほしい。

2. 報告事項

- ① 新元号への切替えに伴う文書事務の取扱いについて
[所管:総務部]

元号法の規定により平成31年4月30日に新元号を定める政令が交付される予定であり、翌5月1日から新元号に改められることから、本市の新元号への切り替えに伴う文書事務の取扱いについて定めたので通知する。

公文における年表示は従来どおり原則元号を使用することとし、公文以外の計画書やチラシ等における年表示は元号と西暦を併記することにより、わかりやすい文書となるよう努めることとする。改元期日の前日までに施行する文書で、改元期日以後の日を平成の元号により表示しているものは、そのまま有効なものとして取り扱うこととする。

→債権の納期限、保険証の有効期限等、存在しないと分かっている平成31年5月以降を明記し、争いとなつた際に対抗できるのか。通知文についてはこの整理でいいが、厳密な表記が必要とされるものについては、再度整理しておくこと。

3. 協議事項

- ① 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
[所管:政策調整部]

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく市の基本計画が平成19年10月29日に国の同意を得たことを受け整備したものであるが、対象資産に係る固定資産税の課税免除の適用期間が終了し、かつ、平成29年6月2日に同法が改正されたことにより、その政策的役割を終えたため廃止する。

- ② 野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
[所管:総務部]

「公職選挙法の一部を改正する法律」が平成31年3月1日に施行予定であり、新しく市議会議員選挙においても選挙運動用のビラを配布することが可能となった。野洲市の「野洲市の市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」では、公職選挙法の規定をもとに公費負担の対象を定めていることから、所要の改正を行う。

この改正により、市議会議員選挙において、候補者一人あたり4,000枚のビラを頒布することが可能となる。

- ③ 野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
[所管:総務部]

学校教育法の一部改正に伴い、条文中の学校教育法の引用箇所について改正を行う。

④ 野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について

[所管:総務部]

野洲病院（特定医療法人社団御上会）への職員派遣を行うにあたり、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるため、野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を制定する。

派遣先の団体については規則委任することを想定している。

→派遣先の団体について整理しておくこと。派遣を推進していくわけではなく、限定的に考えているものの、職員や労働組合が不安を感じる可能性がある。

⑤ 野洲市都市計画税条例について

[所管:総務部]

持続可能な都市づくりに向け、人口定住化のため市街化区域の計画的な拡大、防災機能の強化を図るために、今後も都市基盤整備に取り組む必要がある。そのための安定的な財源を確保するため、都市計画税条例を制定する。

⑥ 野洲市公共下水道使用料条例等の一部を改正する条例について

[所管:みず事業所]

平成31年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることから、本市公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、上水道料金及び加入金に係る消費税率の改正を行う。

⑦ 野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について

[所管:みず事業所]

当該条例に規定する水道工事の技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格について、学校教育法及び技術士法施行規則の改正により、当該技術者等に必要な資格の範囲が変更されるため、所要の改正を行う。

⑧ 野洲市農業集落排水処理施設条例及び野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

[所管:みず事業所]

農業集落排水事業として処理している須原・堤及び安治地区について、平成31年4月1日より公共下水道事業に統合するため、「野洲市農業集落排水処理施設条例」及び「野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」について、所要の改正を行う。

4. その他伝達事項

なし

5. 次回部長会議の予定

1月15日（火） 8時45分～ 庁議室